答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年3月14日付けで行った法に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分は取り 消されるべきと主張している。

次男は平成28年に約57万円の給与所得を得ていたうえ、別途平成28年8月19日より勤務している外装工事のアルバイトにおいて月11万円の収入を得ているが、請求人は、当時のケースワーカーから、このような副収入を得ていても保護費算出上考慮されないと説明を受けており、処分庁においても、当時、かかる副収入を収入として認定する処理をしなかった。

本件処分の減額は、これらの副収入を収入認定し、請求人に支給する額を減額することで本来、法63条や78条で請求人に請求すべき金銭を回収しようとしたものと思われる。しかし、これ

は、請求人の資産や収入状況、今後の見通し等の諸事情を具体的に調査した上での決定とは考えられず、請求人の最低限度の生活保障の趣旨に実質的に反するか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるか否かについて具体的な検討をした形跡がなく、本件処分は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年9月25日	諮問
平成29年11月20日	the mark of the transfer of th
平成29年12月19日	審議(第16回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得 る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維 持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要 保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満 たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- (2) 冬季加算及びその特別基準

保護基準第1は、保護費の算定に当たり、冬季加算は、11

月から翌年3月までの間、計上することとする(3人世帯:4,160円/月額。東京都の場合)。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(1)・アは、乳児(1歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。)が世帯員にいる場合、冬季加算額に1.3を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額)の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとする。

2 本件についての検討

本件についてみると、本件処分は、請求人世帯に係る平成29年4月以降の保護費から、冬季加算(5,410円。請求人世帯の世帯員は3人であり、1歳未満の乳児がいるため当該金額となる。)を削除する変更のみを行ったものであり、法令及び本件改定後の保護基準(なお、本件改定において冬季加算についての変更はない。)に従って適正になされ、特段、違算等も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、請求人は、上記第3のとおり主張するが、これは12月 分保護変更処分における本件過支給額の収入認定について不服を 述べているものと考えられ、当該主張を本件処分の取消理由とし て採用することはできないものである。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美